

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第3号
令和8年1月27日

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 古河真人